

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2025年7月31日
- 【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 クリスチャン・ゲジンスキ
(Kristian Gesinski, Director and Conducting Officer)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子
弁護士 清水 ゆうか
- 【連絡場所】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【電話番号】 03(6775)1939
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド
(Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund,
a Series Trust of Nomura Portfolio Select)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆4,387億円）を上限とします。
豪ドル受益証券 100億豪ドル（約9,258億円）を上限とします。
NZドル受益証券 100億NZドル（約8,596億円）を上限とします。
好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル（約1兆4,387億円）を上限とします。

(注)米ドル、豪ドルおよびNZドルのそれぞれの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=143.87円、1豪ドル=92.58円および1NZドル=85.96円）によります。

本書において別段の記載がない限り、「米ドル」とはアメリカ合衆国の通貨をいい、「豪ドル」とはオーストラリア連邦の通貨をいい、「ニュージーランドドル」および「NZドル」とはニュージーランドの通貨をいいます。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、2025年4月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により更新および追加するため、また、発行価額の総額の円貨換算額を更新、管理会社の資本金に関する情報を更新、投資リスクの参考情報を更新、税金に関する情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加・更新
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド（Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund, a Series Trust of Nomura Portfolio Select）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

(2025年5月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
国債・政府機関債・地方債	米国	15,561,761	35.44
	サウジアラビア	1,978,214	4.51
	アラブ首長国連邦	1,602,542	3.65
	エジプト	872,975	1.99
	ハンガリー	759,228	1.73
	ケイマン諸島	747,512	1.70
	セルビア	711,300	1.62
	オマーン	697,231	1.59
	ナイジェリア	684,463	1.56
	トルコ	676,254	1.54
	コートジボワール	634,625	1.45
	ルーマニア	607,794	1.38
	アンゴラ	476,750	1.09
	モロッコ	434,000	0.99
	エクアドル	376,150	0.86
	ウズベキスタン	360,250	0.82
	バーレーン	360,000	0.82
	ケニア	341,250	0.78
	パキスタン	325,750	0.74
	スリランカ	280,316	0.64
	ヨルダン	215,000	0.49
	ウクライナ	189,250	0.43
	ベナン	182,750	0.42
	英国	181,488	0.41
	メキシコ	130,035	0.30
	セネガル	124,500	0.28
ザンビア	121,000	0.28	
小計		29,632,387	67.48

定利付債	米国	4,666,413	10.63
	ケイマン諸島	606,515	1.38
	南アフリカ	597,126	1.36
	英国	488,915	1.11
	アラブ首長国連邦	374,933	0.85
	モロッコ	347,870	0.79
	カザフスタン	335,512	0.76
	ウズベキスタン	201,801	0.46
	ノルウェー	199,180	0.45
	ルーマニア	36,426	0.08
	小計	7,854,691	17.89
その他の債券	米国	1,602,248	3.65
	ガーナ	408,193	0.93
	ジャージー	213,123	0.49
	アラブ首長国連邦	176,818	0.40
	英国	136,443	0.31
	ザンビア	71,647	0.16
	スリランカ	46,677	0.11
	小計	2,655,149	6.05
米国財務省証券	米国	868,204	1.98
	小計	868,204	1.98
変動利付債	米国	209,715	0.48
	トルコ	201,779	0.46
	小計	411,494	0.94
PIK証券	米国	67,964	0.15
	小計	67,964	0.15
投資資産の合計		41,489,888	94.49
現金、預金およびその他の資産(負債控除後)		2,420,816	5.51
純資産総額		43,910,704 (6,317,432,984円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注3) 米ドルの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=143.87円)によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2024年6月1日から2025年5月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2024年6月末日	16,634,472	2,393,201,487	6.36	915
7月末日	16,734,079	2,407,531,946	6.41	922
8月末日	17,063,471	2,454,921,573	6.53	939
9月末日	17,277,775	2,485,753,489	6.61	951
10月末日	16,870,054	2,427,094,669	6.49	934
11月末日	16,547,634	2,380,708,104	6.50	935
12月末日	16,068,570	2,311,785,166	6.38	918
2025年1月末日	16,059,922	2,310,540,978	6.45	928
2月末日	16,042,324	2,308,009,154	6.51	937
3月末日	15,695,731	2,258,144,819	6.40	921
4月末日	15,494,557	2,229,201,916	6.33	911
5月末日	15,498,489	2,229,767,612	6.37	916

豪ドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2024年6月末日	23,849,435	2,207,980,692	4.78	443
7月末日	23,537,728	2,179,122,858	4.82	446
8月末日	23,756,020	2,199,332,332	4.90	454
9月末日	23,969,730	2,219,117,603	4.96	459
10月末日	23,324,911	2,159,420,260	4.87	451
11月末日	23,111,866	2,139,696,554	4.88	452
12月末日	22,049,275	2,041,321,880	4.79	443
2025年1月末日	22,216,868	2,056,837,639	4.85	449
2月末日	22,351,553	2,069,306,777	4.89	453
3月末日	21,845,291	2,022,437,041	4.81	445
4月末日	21,526,824	1,992,953,366	4.76	441
5月末日	21,517,211	1,992,063,394	4.79	443

(注) 豪ドルの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=92.58円)によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

NZドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2024年6月末日	6,517,416	560,237,079	5.51	474
7月末日	6,523,729	560,779,745	5.55	477
8月末日	6,601,515	567,466,229	5.64	485
9月末日	6,670,715	573,414,661	5.70	490
10月末日	6,491,556	558,014,154	5.60	481
11月末日	6,400,248	550,165,318	5.61	482
12月末日	6,232,983	535,787,219	5.50	473
2025年1月末日	6,256,904	537,843,468	5.56	478
2月末日	6,308,811	542,305,394	5.60	481
3月末日	6,162,015	529,686,809	5.49	472
4月末日	6,065,195	521,364,162	5.42	466
5月末日	6,093,233	523,774,309	5.44	468

(注) ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)の円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1NZドル=85.96円)によります。以下、NZドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

好利回り通貨コース受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2024年6月末日	10,813,680	1,555,764,142	4.55	655

7月末日	10,683,145	1,536,984,071	4.61	663
8月末日	11,030,182	1,586,912,284	4.76	685
9月末日	11,363,279	1,634,834,950	4.91	706
10月末日	10,984,515	1,580,342,173	4.76	685
11月末日	11,013,790	1,584,553,967	4.78	688
12月末日	10,689,552	1,537,905,846	4.71	678
2025年1月末日	11,078,371	1,593,845,236	4.88	702
2月末日	11,198,786	1,611,169,342	4.94	711
3月末日	11,017,184	1,585,042,262	4.92	708
4月末日	10,869,378	1,563,777,413	4.94	711
5月末日	10,926,852	1,572,046,197	4.97	715

分配の推移

(1口当り、課税前)

	米ドル受益証券	
	(米ドル)	(円)
2024年6月	0.03	4.32
7月	0.03	4.32
8月	0.03	4.32
9月	0.03	4.32
10月	0.03	4.32
11月	0.03	4.32
12月	0.03	4.32
2025年1月	0.03	4.32
2月	0.03	4.32
3月	0.03	4.32
4月	0.03	4.32
5月	0.03	4.32
設定来累計	7.18	1,032.99

(1口当り、課税前)

	豪ドル受益証券	
	(豪ドル)	(円)
2024年6月	0.02	1.85
7月	0.02	1.85
8月	0.02	1.85
9月	0.02	1.85
10月	0.02	1.85
11月	0.02	1.85
12月	0.02	1.85
2025年1月	0.02	1.85
2月	0.02	1.85
3月	0.02	1.85
4月	0.02	1.85
5月	0.02	1.85
設定来累計	9.25	856.37

(1口当り、課税前)

	NZドル受益証券	
	(NZドル)	(円)
2024年6月	0.03	2.58
7月	0.03	2.58
8月	0.03	2.58
9月	0.03	2.58
10月	0.03	2.58
11月	0.03	2.58
12月	0.03	2.58
2025年1月	0.03	2.58
2月	0.03	2.58
3月	0.03	2.58
4月	0.03	2.58
5月	0.03	2.58
設定来累計	8.72	749.57

(1口当り、課税前)

	好利回り通貨コース受益証券	
	(米ドル)	(円)
2024年6月	0.02	2.88
7月	0.02	2.88
8月	0.02	2.88
9月	0.02	2.88
10月	0.02	2.88
11月	0.02	2.88
12月	0.02	2.88
2025年1月	0.02	2.88
2月	0.02	2.88
3月	0.02	2.88
4月	0.02	2.88
5月	0.02	2.88
設定来累計	9.40	1,352.38

収益率の推移

米ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2024年6月1日から2025年5月末日	6.15

豪ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2024年6月1日から2025年5月末日	5.45

NZドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2024年6月1日から2025年5月末日	5.45

好利回り通貨コース受益証券

期間	収益率（％）（注）
2024年6月1日から2025年5月末日	12.77

（注）収益率（％）＝100×（a - b）／ b

a = 2025年5月末日の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2024年5月末日の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

米ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2016年（2016年1月1日から2016年12月末日）	10.94
2017年（2017年1月1日から2017年12月末日）	9.74
2018年（2018年1月1日から2018年12月末日）	-6.96
2019年（2019年1月1日から2019年12月末日）	11.81
2020年（2020年1月1日から2020年12月末日）	4.23
2021年（2021年1月1日から2021年12月末日）	-3.05
2022年（2022年1月1日から2022年12月末日）	-16.84
2023年（2023年1月1日から2023年12月末日）	10.47
2024年（2024年1月1日から2024年12月末日）	3.69
2025年（2025年1月1日から2025年5月末日）	2.19

豪ドル受益証券

期間	収益率(%) (注)
2016年(2016年1月1日から2016年12月末日)	10.68
2017年(2017年1月1日から2017年12月末日)	10.31
2018年(2018年1月1日から2018年12月末日)	-7.20
2019年(2019年1月1日から2019年12月末日)	10.77
2020年(2020年1月1日から2020年12月末日)	0.83
2021年(2021年1月1日から2021年12月末日)	-3.32
2022年(2022年1月1日から2022年12月末日)	-18.93
2023年(2023年1月1日から2023年12月末日)	8.37
2024年(2024年1月1日から2024年12月末日)	2.86
2025年(2025年1月1日から2025年5月末日)	2.09

NZドル受益証券

期間	収益率(%) (注)
2016年(2016年1月1日から2016年12月末日)	11.57
2017年(2017年1月1日から2017年12月末日)	10.57
2018年(2018年1月1日から2018年12月末日)	-7.13
2019年(2019年1月1日から2019年12月末日)	10.91
2020年(2020年1月1日から2020年12月末日)	1.49
2021年(2021年1月1日から2021年12月末日)	-3.32
2022年(2022年1月1日から2022年12月末日)	-18.89
2023年(2023年1月1日から2023年12月末日)	9.67
2024年(2024年1月1日から2024年12月末日)	3.72
2025年(2025年1月1日から2025年5月末日)	1.64

好利回り通貨コース受益証券

期間	収益率(%) (注)
2016年(2016年1月1日から2016年12月末日)	23.73
2017年(2017年1月1日から2017年12月末日)	19.63
2018年(2018年1月1日から2018年12月末日)	-15.26
2019年(2019年1月1日から2019年12月末日)	18.40
2020年(2020年1月1日から2020年12月末日)	-2.02
2021年(2021年1月1日から2021年12月末日)	-0.34
2022年(2022年1月1日から2022年12月末日)	-16.17
2023年(2023年1月1日から2023年12月末日)	28.25
2024年(2024年1月1日から2024年12月末日)	1.23
2025年(2025年1月1日から2025年5月末日)	7.64

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2025年については5月末日)の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移 (2025年5末日現在)



分配の推移

米ドル受益証券(単位:米ドル、1口当たり、課税前)

2025年1月	0.03
2025年2月	0.03
2025年3月	0.03
2025年4月	0.03
2025年5月	0.03
直近1年累計	0.36
設定来累計	7.18

豪ドル受益証券(単位:豪ドル、1口当たり、課税前)

2025年1月	0.02
2025年2月	0.02
2025年3月	0.02
2025年4月	0.02
2025年5月	0.02
直近1年累計	0.24
設定来累計	9.25

収益率の推移 (暦年ベース) *2025年は5末日日まで

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当たりの純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移（2025年5月末日現在）



分配の推移

NZドル受益証券(単位: NZドル、1口当たり、課税前)

2025年1月	0.03
2025年2月	0.03
2025年3月	0.03
2025年4月	0.03
2025年5月	0.03
直近1年累計	0.36
設定来累計	8.72

好利回り通貨コース受益証券(単位: 米ドル、1口当たり、課税前)

2025年1月	0.02
2025年2月	0.02
2025年3月	0.02
2025年4月	0.02
2025年5月	0.02
直近1年累計	0.24
設定来累計	9.40

収益率の推移（暦年ベース）*2025年は5月末日まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当たりの純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

*分配金に対する税金は考慮されていません。

*ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2024年6月1日から2025年5月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2025年5月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
米ドル受益証券	16,100 (16,100)	212,505 (212,505)	2,431,673 (2,431,673)
豪ドル受益証券	2,050 (2,050)	557,874 (557,874)	4,494,843 (4,494,843)
NZドル受益証券	1,860 (1,860)	90,140 (90,140)	1,119,503 (1,119,503)
好利回り通貨コース 受益証券	711 (711)	179,680 (179,680)	2,196,468 (2,196,468)

(注) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=143.87円)によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。

(1) 資産及び負債の状況

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

純資産計算書

2025年4月30日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 47,180,127米ドル)	2	41,123,457	5,916,432
銀行預金		2,305,462	331,687
先物契約未実現利益	14	52,767	7,592
先渡為替契約未実現利益	13	246,846	35,514
未収収益		526,028	75,680
現金および現金同等物に係る利息		172	25
資産合計		<u>44,254,732</u>	<u>6,366,928</u>
負債			
デリバティブに係る未払証拠金		13,955	2,008
受益証券の買戻未払金		240,871	34,654
未払費用	9	<u>262,640</u>	<u>37,786</u>
負債合計		<u>517,466</u>	<u>74,448</u>
純資産		<u><u>43,737,266</u></u>	<u><u>6,292,480</u></u>

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
米ドル受益証券(米ドル)	6.33	2,447,123	15,494,557
豪ドル受益証券(豪ドル)	4.76	4,525,993	21,526,824
NZドル受益証券(NZドル)	5.42	1,119,273	6,065,195
好利回り通貨コース受益証券(米ドル)	4.94	2,201,168	10,869,378

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

発行済受益証券数の変動表

2025年4月30日に終了した期間

米ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	2,601,278
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(154,155)
期末現在発行済受益証券数	<u>2,447,123</u>

豪ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	4,792,398
発行受益証券数	1,500
買戻受益証券数	(267,905)
期末現在発行済受益証券数	<u>4,525,993</u>

NZドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	1,159,663
発行受益証券数	1,160
買戻受益証券数	(41,550)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,119,273</u>

好利回り通貨コース受益証券

期首現在発行済受益証券数	2,307,888
発行受益証券数	600
買戻受益証券数	(107,320)
期末現在発行済受益証券数	<u>2,201,168</u>

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

財務書類に対する注記

2025年4月30日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト(「トラスト」)は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「受託会社」)とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「管理会社」)の間で締結された2010年8月20日付信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済)に準拠したアンブレラトラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)および一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、トラストの資産および管理に関する全面的な権限および責任を持つ。

ファンド

資産や負債が個別に帰属するポートフォリオまたはトラストのシリーズ(「シリーズ・トラスト」)が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド(「ファンド」)は、2010年8月20日付マスター信託証書および追補証書(マスター信託証書と合わせて「信託証書」)に従い設立された最初のシリーズ・トラストである。

ファンドは現在、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券(合わせて「受益証券」)の4つのクラスの受益証券の発行が可能である。

ファンドは、2030年10月30日(当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日)(「強制買戻日」)に償還する予定である。ファンドは、信託証書に記載された状況により、早期に償還する(または償還を延期する)ことがある。

ファンドの投資目的は、主にエマージング債券で構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替取引を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することである。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資ファンドに適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の価格により評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場または取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の価格が使用される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券または上記(a)に基づき決定された価格が公正な市場価格を反映していない場合には、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) かかる市場価格が存在しないか、かかる市場価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 現金およびその他の流動資産は、減損が決定されない限り、額面価額により評価される。

評価が実行不可能または不適切である場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現損益(純額)および未実現損益(純額)の変動に含まれる。

2025年4月30日現在の為替レートは以下のとおりである。

- 1米ドル = 1.56287豪ドル
- 1米ドル = 5.66140ブラジルレアル
- 1米ドル = 0.87970ユーロ
- 1米ドル = 0.74861英ポンド
- 1米ドル = 355.77971ハンガリーフォリント
- 1米ドル = 84.48427インドルピー
- 1米ドル = 1.68506NZドル
- 1米ドル = 38.45990トルコリラ
- 1米ドル = 18.60627南アフリカランド

為替取引

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、管理会社を代理して、為替取引を行う。副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に関し、投資顧問会社を代理して、為替取引を行う。為替取引には、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券のそれぞれの買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を、米ドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に帰属する資産と合わせて1つのプール(「共通ポートフォリオ」)において運用することが含まれる。この共通ポートフォリオは4つに分かれており、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、好利回り通貨コース受益証券にそれぞれ帰属する。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券については、以下のように、米ドルに対し下記通貨をフォワードで購入する為替取引を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の場合において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額(豪ドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%(可能な限り)等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額(NZドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%(可能な限り)等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (c) 好利回り通貨コース受益証券：原則として、副投資顧問会社は、市場環境を勘案し、先進国債券市場および新興国債券市場を代表する債券市場インデックスで採用されている国の通貨のうち、相対的に金利が高く、為替見通しが良好である4つの通貨を選定する。ただし、ファンダメンタルズおよび流動性を考慮して、選定される通貨が3以下または5以上となる場合がある。選定された通貨は、定期的(原則として毎月)に見直され、入れ替えられる。副投資顧問会社は、通常、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額(好利回り通貨コース受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%(可能な限り)等しい当該選定通貨を米ドル売りの先渡取引で購入する。ただし、選定通貨に米ドルが含まれる場合は、これに該当しないものとする。

1通貨当りのエクスポージャーについては、原則として、副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額の12.5%から37.5%を維持する方針である。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券のそれぞれの純資産総額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないが、投資顧問会社および副投資顧問会社は、通常、純資産総額に対する当該米ドル売りの額の比率が実際のエクスポージャーの90%以上110%以下となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動、またはあるクラスの受益証券の買付もしくは買戻しの水準の変動により、当該為替取引の額の比率が、純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの90%を下回ったり、または110%を超える場合には、投資顧問会社および副投資顧問会社は、上記の為替取引を用いて、当該クラスの受益証券の当該米ドル売りの額の比率を、当該範囲内(上記のとおり、通常は純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%)に戻す意向である。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するため先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現純利益は資産として、また未実現純損失は負債として純資産計算書に計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の契約価額と終結時の価額の差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 受託会社の報酬

受託会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注4 - 管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5 - 保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.03%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。保管会社はまた、保管会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注6 - 投資顧問会社および副投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.0%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社としての役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる、当該四半期の各ファンド営業日における好利回り通貨コースに帰属する純資産総額の平均値の年率0.2%に相当する追加額を、好利回り通貨コースの資産から後払いにて受け取ることができる。しかしながら、投資顧問会社は、管理会社に対し、かかる追加額を直接副投資顧問会社に支払うことを依頼した。かかる追加額は、副投資顧問会社への各支払の前に、投資顧問会社および副投資顧問会社により確認されるものとする。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注7 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.1%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。事務代行会社はまた、事務代行会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注8 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.5%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。さらに、代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員がファンドに関して

提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、請求があれば、ファンドの費用負担で支払う。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとする。

注9 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社および副投資顧問会社報酬	116,004
代行協会員報酬	55,170
事務代行会社報酬	11,035
保管会社報酬	3,315
受託会社および管理会社報酬	2,207
海外登録費用	63,097
立替実費	1,102
専門家報酬	10,710
未払費用	<u>262,640</u>

注10 - 分配

管理会社は随時、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者が保有するクラスの受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、合理的な分配水準を維持するために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本から分配を行うことができる。分配金額は変動することがあり、分配が行われない場合もある。

上記を前提として、管理会社は、各月の10日（「基準日」）時点における受益者に対して毎月分配を行う予定である。ただし、基準日がファンド営業日ではない場合、分配は直前のファンド営業日時点の受益者に対して行われる。

分配は、当該基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2025年4月30日に終了した期間に、ファンドは合計1,189,972米ドルの分配を行った。

注11 - 課税

ケイマン諸島の現行法の下では、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金またはファンドから受益者への支払もしくは受益証券の買戻しにかかる純資産額の支払に適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、特定の利息、配当金および売買益において外国の源泉徴収税の対象となることがある。

注12 - 募集および買戻しの条件

受益証券の発行

米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券はファンド営業日（以下に定義する。）に、当該ファンド営業日における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる当該クラスの受益証券1口当り純資産価格の3.0%以下（消費税またはその他の税があればそれを除いた料率）の申込手数料を加算して適格投資家に対して発行することが可能である。受益者および適格投資家の取得申込口数は、当該クラスの受益証券100口以上1口単位である。

受益証券の購入に係る申込書は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内（当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、その直後のファンド営業日、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている日）および/または受託会社が管理会社と協議の上で随時決定するその他の日までに受領されなければならない。

「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、アムステルダムおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除く。）でかつ日本での販売会社の営業日、または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日もしくはその他の場所における営業日をいう。

受託会社は、管理会社と協議の上、その裁量により、受益証券に係る申込みの全部または一部を拒絶することができ、上記の適切に記入された申込書および支払が適時に受領されていない注文を取り消すことができる。かかる場合には、申込時に支払われた代金またはその残額は、申込者のリスクおよび費用負担において、可及的速やかに無利息で返還される。

受託会社および/または管理会社(もしくはその代理人)は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を要求することができる。管理会社(またはその代理人)は、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために要求したすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書が受託会社および/または管理会社(もしくはその代理人)の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとする。払込日から10ファンド営業日以内または当該ファンド営業日に、管理会社(またはその代理人)が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社(またはその代理人)は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して無利息で返還するものとする。

受益証券の買戻し

受益証券は、ファンド営業日に買戻すことができる。受益証券の買戻しを請求する通知(「買戻通知」)により、当該買戻通知に記載された受益証券を買戻すよう、事務代行会社に請求することができる。提出された買戻通知は、受託会社が管理会社と協議の上、決定しない限り、取消することができないものとする。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券1口単位または受託会社が管理会社と協議の上その裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は、ファンド営業日の正午(ルクセンブルグ時間)までに、事務代行会社に提出されなくてはならない。

受益証券が買戻される価格(「受益証券1口当り買戻価格」)は、当該ファンド営業日における該当するクラスの受益証券1口当り純資産価格である。

目論見書に記載される受益証券の買戻停止期間中は、いかなる受益証券の買戻しも行われない。

受託会社は、管理会社と協議の上、買戻請求を停止、拒絶または取消すことができ、買戻代金の支払を延期することができる。

注13 - 先渡為替契約

2025年4月30日現在、注2に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加のエクスポージャーを供給するために、およびポートフォリオの一部の調整を行うためにファンドが締結している未決済の先渡為替契約は、以下のとおりである。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
ハンガリーフォリント	1,014,095,914	米ドル	2,794,829	2025年5月12日	53,495
ブラジルリアル	15,735,835	米ドル	2,722,839	2025年5月12日	47,979
トルコリラ	105,457,034	米ドル	2,665,195	2025年5月12日	37,201
インドルピー	235,790,453	米ドル	2,753,837	2025年5月13日	34,101
南アフリカランド	1,113,384	米ドル	57,508	2025年5月28日	2,195
米ドル	60,812	南アフリカランド	1,113,384	2025年5月28日	1,109
豪ドル	21,167,992	米ドル	13,488,018	2025年5月27日	60,123
NZドル	5,808,106	米ドル	3,438,973	2025年5月27日	10,686
米ドル	5,136	豪ドル	8,007	2025年5月27日	12
米ドル	9,090	豪ドル	14,220	2025年5月27日	(11)
米ドル	5,047	豪ドル	7,956	2025年5月27日	(44)
					246,846

注14 - 未決済先物契約

2025年4月30日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (米ドルで表示)	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
<i>ロング・ポジション</i>					
米ドル	16	米国先物10年債(CBT)	2025年6月	1,795,750	(344)
米ドル	5	米国先物10年ウルトラ	2025年6月	573,984	1,609
米ドル	10	米国先物2年債(CBT)	2025年6月	2,081,407	10,533
米ドル	9	米国先物5年債(CBT)	2025年6月	982,828	8,657
				5,433,969	20,455
<i>ショート・ポジション</i>					
米ドル	(7)	米国長期国債先物(CBT)	2025年6月	(817,469)	10,062
米ドル	(8)	米国ウルトラ・ボンド先物(CBT)	2025年6月	(970,500)	22,250
				(1,787,969)	32,312
					52,767

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2025年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
		アンゴラ			
		国債			
米ドル	200,000	ANGOLA REP OF 8.0000% 26/11/29	200,000	159,000	0.36
米ドル	200,000	ANGOLA REP OF 8.7500% 14/04/32	200,750	153,500	0.35
米ドル	200,000	ANGOLA REP OF 9.1250% 26/11/49	209,375	135,750	0.31
			610,125	448,250	1.02
		アンゴラ合計	610,125	448,250	1.02
		アルゼンチン			
		国債			
米ドル	1,313,739	ARGENTINA 4.1250% 09/07/35	604,673	869,342	1.99
米ドル	8,000,000	ARGENT-GDP 0.0000% 15/12/35	758,844	280,000	0.64
米ドル	210,000	ARGENTINA 3.8750% 09/01/38	102,658	147,062	0.34
			1,466,175	1,296,404	2.97
		その他の債券			
米ドル	109,995	ARGENTINA 4.1250% 09/07/46	68,074	70,409	0.16
			68,074	70,409	0.16
		アルゼンチン合計	1,534,249	1,366,813	3.13
		バーレーン			
		国債			
米ドル	200,000	BAHRAIN 5.2500% 25/01/33	171,500	180,000	0.41
米ドル	220,000	BAHRAIN 6.0000% 19/09/44	201,190	179,025	0.41
			372,690	359,025	0.82
		バーレーン合計	372,690	359,025	0.82
		ベナン			
		国債			
米ドル	200,000	BENIN INTL BO 7.9600% 13/02/38	192,478	179,250	0.41
			192,478	179,250	0.41
		ベナン合計	192,478	179,250	0.41
		ブラジル			
		国債			
米ドル	665,000	BRAZIL REP OF 4.7500% 14/01/50	646,995	469,160	1.08
米ドル	300,000	REP OF BRAZIL 5% 27/01/45	289,217	228,096	0.52
			936,212	697,256	1.60
		その他の債券			
米ドル	1,100,000	BRAZIL MINAS 5.3330% 15/02/28	291,555	327,934	0.75
			291,555	327,934	0.75
		固定利付債			
米ドル	200,000	BRF SA 4.8750% 24/01/30	180,000	189,748	0.43
			180,000	189,748	0.43
		ブラジル合計	1,407,767	1,214,938	2.78

		英国領ヴァージン諸島			
固定利付債					
米ドル	120,000	CABCORP 5.2500% 27/04/29	<u>115,884</u>	<u>114,548</u>	<u>0.26</u>
			<u>115,884</u>	<u>114,548</u>	<u>0.26</u>
		英国領ヴァージン諸島合計	<u>115,884</u>	<u>114,548</u>	<u>0.26</u>

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2025年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ケイマン諸島					
国債					
米ドル	800,000	KSA SUKUK LTD 2.9690% 29/10/29	800,546	746,176	1.70
			800,546	746,176	1.70
その他の債券					
米ドル	500,000	BIOCEANICO SOV 0% 05/06/34	276,135	304,601	0.70
			276,135	304,601	0.70
固定利付債					
米ドル	250,000	GACI FIRST INVST 4.7500% 14/02/30	243,125	248,650	0.57
米ドル	200,000	KINGSTON AIRP 6.7500% 15/12/36	201,100	197,412	0.45
米ドル	177,000	VALE OVERSEAS 6.1250% 12/06/33	176,717	182,087	0.42
			620,942	628,149	1.44
		ケイマン諸島合計	1,697,623	1,678,926	3.84
チリ					
国債					
米ドル	900,000	CHILE 3.5000% 25/01/50	803,224	633,682	1.46
米ドル	400,000	CHILE 3.2400% 06/02/28	423,300	388,498	0.89
米ドル	200,000	CHILE 3.1000% 22/01/61	151,250	120,000	0.27
			1,377,774	1,142,180	2.62
固定利付債					
米ドル	200,000	INVERSIONES C 6.1250% 23/06/33	201,180	203,115	0.46
			201,180	203,115	0.46
		チリ合計	1,578,954	1,345,295	3.08
コロンビア					
変動利付債					
米ドル	200,000	BANCOLOMBIA FRN 24/12/34	204,900	207,388	0.47
			204,900	207,388	0.47
国債					
米ドル	600,000	REP OF COLOMBIA 5% 15/06/45	623,684	389,867	0.90
米ドル	200,000	COLOMBIA REP OF 3.2500% 22/04/32	157,580	154,096	0.35
米ドル	200,000	COLOMBIA REP OF 4.1250% 15/05/51	108,280	110,398	0.25
			889,544	654,361	1.50
固定利付債					
米ドル	200,000	ECOPETROL SA 6.8750% 29/04/30	230,940	195,096	0.44
米ドル	20,000	ECOPETROL SA 4.6250% 02/11/31	16,860	16,271	0.04
			247,800	211,367	0.48
		コロンビア合計	1,342,244	1,073,116	2.45
コスタリカ					
国債					
米ドル	200,000	COSTA RICA GO 6.5500% 03/04/34	195,680	204,250	0.47
米ドル	200,000	COSTA RICA GO 5.6250% 30/04/43	179,780	177,250	0.41
			375,460	381,500	0.88
固定利付債					
米ドル	200,000	INSTITUTO COS 6.3750% 15/05/43	150,100	176,320	0.40
			150,100	176,320	0.40
		コスタリカ合計	525,560	557,820	1.28

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2025年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ドミニカ共和国					
国債					
米ドル	230,000	DOMINICAN REP 6.5000% 15/02/48	228,178	212,463	0.48
米ドル	200,000	DOMINICAN REP 6.9500% 15/03/37	203,600	197,500	0.45
米ドル	200,000	DOMINICAN REP 4.5000% 30/01/30	174,500	186,000	0.43
米ドル	220,000	DOMINICAN REP 5.8750% 30/01/60	198,455	181,775	0.42
米ドル	100,000	DOMINICAN REP 5.95% 25/01/27	100,500	100,320	0.23
			905,233	878,058	2.01
		ドミニカ共和国合計	905,233	878,058	2.01
エクアドル					
国債					
米ドル	275,040	REPUBLIC OF E 2.5000% 31/07/35	280,299	166,743	0.38
米ドル	260,000	REPUBLIC OF E 0.0000% 31/07/30	129,896	157,625	0.36
米ドル	100,000	REPUBLIC OF E 5.5000% 31/07/30	122,712	74,500	0.17
			532,907	398,868	0.91
		エクアドル合計	532,907	398,868	0.91
エジプト					
国債					
米ドル	305,000	ARAB REP EGYPT 8.7002% 01/03/49	312,647	224,175	0.51
米ドル	200,000	ARAB REP EGYPT 5.8750% 16/02/31	167,950	160,750	0.37
米ドル	240,000	ARAB REP EGYPT 7.5000% 16/02/61	188,045	155,400	0.36
米ドル	200,000	ARAB REP EGYPT 8.8750% 29/05/50	197,200	149,000	0.34
米ドル	200,000	ARAB REP EGYPT 8.1500% 20/11/59	179,750	137,250	0.31
			1,045,592	826,575	1.89
		エジプト合計	1,045,592	826,575	1.89
エルサルバドル					
国債					
米ドル	480,000	EL SALVADOR R 7.1246% 20/01/50	369,330	386,400	0.88
			369,330	386,400	0.88
		エルサルバドル合計	369,330	386,400	0.88
ガーナ					
その他の債券					
米ドル	267,960	GHANA REP OF 5.0000% 03/07/35	329,065	178,529	0.41
米ドル	186,340	GHANA REP OF 5.0000% 03/07/29	281,640	157,457	0.36
米ドル	33,413	GHANA REP OF 0.0000% 03/01/30	38,946	20,920	0.05
米ドル	30,800	GHANA REP OF 0.0000% 03/07/26	28,883	17,417	0.04
			678,534	374,323	0.86
		ガーナ合計	678,534	374,323	0.86
グアテマラ					
国債					
米ドル	200,000	REP OF GUATEM 6.5500% 06/02/37	200,000	198,250	0.45
米ドル	200,000	REP OF GUATEM 6.1250% 01/06/50	219,600	177,250	0.41
			419,600	375,500	0.86
		グアテマラ合計	419,600	375,500	0.86

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2025年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ハンガリー					
国債					
米ドル	500,000	HUNGARY 6.2500% 22/09/32	476,875	514,202	1.18
米ドル	250,000	HUNGARY 5.5000% 16/06/34	236,625	240,126	0.55
米ドル	200,000	HUNGARY 7.6250% 29/03/41	326,492	219,987	0.50
			1,039,992	974,315	2.23
		ハンガリー合計	1,039,992	974,315	2.23
インド					
固定利付債					
米ドル	250,000	RELIANCE INDU 2.8750% 12/01/32	209,045	217,738	0.50
			209,045	217,738	0.50
		インド合計	209,045	217,738	0.50
インドネシア					
国債					
米ドル	400,000	INDONESIA (REP) 4.1000% 24/04/28	434,639	398,009	0.92
米ドル	350,000	INDONESIA REP 3.8500% 18/07/27	373,843	345,685	0.79
米ドル	355,000	INDONESIA (REP) 5.1000% 10/02/54	339,913	323,440	0.74
米ドル	300,000	INDONESIA (RE 5.2500% 17/01/42	314,763	286,665	0.66
米ドル	250,000	INDONESIA (REP) 4.2000% 15/10/50	280,313	198,837	0.45
米ドル	220,000	INDONESIA REP 4.6250% 15/04/43	246,924	193,488	0.44
			1,990,395	1,746,124	4.00
固定利付債					
米ドル	250,000	PT PERTAMINA 4.1750% 21/01/50	251,750	182,678	0.41
米ドル	200,000	PT PERTAMINA 4.7000% 30/07/49	200,000	160,178	0.37
			451,750	342,856	0.78
		インドネシア合計	2,442,145	2,088,980	4.78
イラク					
その他の債券					
米ドル	370,000	IRAQ REPUBLIC 5.8% 15/01/28	123,018	134,444	0.31
			123,018	134,444	0.31
		イラク合計	123,018	134,444	0.31
コートジボワール					
国債					
米ドル	500,000	IVORY COAST-P 6.1250% 15/06/33	473,700	426,875	0.97
米ドル	200,000	IVORY COAST-P 7.6250% 30/01/33	196,750	186,500	0.43
			670,450	613,375	1.40
		コートジボワール合計	670,450	613,375	1.40
ジャージー					
その他の債券					
米ドル	300,000	GALAXY PIPELI 2.9400% 30/09/40	211,381	215,287	0.49
			211,381	215,287	0.49
		ジャージー合計	211,381	215,287	0.49

		ヨルダン			
米ドル	国債 250,000	JORDAN 7.3750% 10/10/47	<u>253,889</u>	<u>208,750</u>	<u>0.48</u>
			<u>253,889</u>	<u>208,750</u>	<u>0.48</u>
		ヨルダン合計	<u>253,889</u>	<u>208,750</u>	<u>0.48</u>

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2025年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
カザフスタン					
固定利付債					
米ドル	200,000	KAZMUNAYGAS NTL 5.75% 19/04/47	153,200	167,456	0.38
米ドル	200,000	KAZMUNAYGAS N 3.5000% 14/04/33	165,000	165,746	0.38
			<u>318,200</u>	<u>333,202</u>	<u>0.76</u>
カザフスタン合計			<u>318,200</u>	<u>333,202</u>	<u>0.76</u>
ケニア					
国債					
米ドル	200,000	KENYA REP OF 9.5000% 05/03/36	188,500	177,475	0.40
米ドル	200,000	KENYA REP OF 6.3000% 23/01/34	158,500	151,250	0.35
			<u>347,000</u>	<u>328,725</u>	<u>0.75</u>
ケニア合計			<u>347,000</u>	<u>328,725</u>	<u>0.75</u>
マレーシア					
固定利付債					
米ドル	200,000	PETRONAS CAP 3.4040% 28/04/61	155,000	128,824	0.29
			<u>155,000</u>	<u>128,824</u>	<u>0.29</u>
マレーシア合計			<u>155,000</u>	<u>128,824</u>	<u>0.29</u>
メキシコ					
国債					
米ドル	350,000	UTD MEXICAN STATE 6.05% 11/01/40	413,000	327,843	0.74
米ドル	350,000	UNITED MEXICAN 3.2500% 16/04/30	329,875	318,974	0.73
米ドル	250,000	UNITED MEXICAN 3.7500% 11/01/28	260,404	244,075	0.56
米ドル	300,000	UNITED MEXICAN STATE 4.6% 23/01/46	326,253	219,073	0.50
米ドル	200,000	UNITED MEXICAN 4.5000% 22/04/29	205,694	196,078	0.45
米ドル	200,000	UNITED MEXICAN 6.0000% 07/05/36	193,848	192,008	0.44
米ドル	250,000	UTD MEXICAN STATES 5.75% 12/10/2110	255,680	191,023	0.44
米ドル	250,000	UTD MEXICAN STATE 4.75% 8/3/44	225,875	190,753	0.44
米ドル	200,000	UNITED MEXICAN 5.0000% 27/04/51	215,500	150,572	0.34
米ドル	200,000	UNITED MEXICAN 4.3500% 15/01/47	187,730	140,349	0.32
米ドル	150,000	UNITED MEXICAN STATE 5.55% 21/01/45	169,392	130,463	0.30
			<u>2,783,251</u>	<u>2,301,211</u>	<u>5.26</u>
その他の債券					
米ドル	100,000	PETROLEOS MEXICA 8.7500% 02/06/29	99,575	97,787	0.22
			<u>99,575</u>	<u>97,787</u>	<u>0.22</u>
固定利付債					
米ドル	480,000	PEMEX 6.75% 21/09/47	450,143	318,308	0.72
米ドル	300,000	MEXICO CITY A 3.8750% 30/04/28	276,300	284,250	0.65
米ドル	380,000	PETROLEOS MEXICA 6.9500% 28/01/60	348,903	250,118	0.57
米ドル	300,000	PETROLEOS MEXICA 5.9500% 28/01/31	300,016	246,808	0.56
米ドル	300,000	PETROLEOS MEXICA 6.6250% 15/06/35	220,500	229,809	0.53
米ドル	300,000	PETROLEOS MEXICA 7.6900% 23/01/50	299,053	216,769	0.50
米ドル	250,000	MEXICO CITY A 5.5000% 31/07/47	212,375	195,000	0.45
米ドル	225,000	PETROLEOS MEXICA 6.7000% 16/02/32	208,775	191,312	0.44
米ドル	200,000	SITIOS 5.3750% 04/04/32	188,500	190,113	0.43
米ドル	200,000	CEMEX SAB 3.8750% 11/07/31	177,200	178,345	0.41
米ドル	200,000	PEMEX 5.625% 23/01/46	147,454	123,317	0.28
米ドル	190,000	PETROLEOS MEXICA 6.3500% 12/02/48	168,215	120,604	0.28
米ドル	100,000	PETROLEOS MEXICA 6.5000% 13/03/27	95,910	97,571	0.22
			<u>3,093,344</u>	<u>2,642,324</u>	<u>6.04</u>
メキシコ合計			<u>5,976,170</u>	<u>5,041,322</u>	<u>11.52</u>

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2025年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
モンゴル					
国債					
米ドル	250,000	MONGOLIA 4.4500% 07/07/31	213,438	210,000	0.48
			213,438	210,000	0.48
		モンゴル合計	213,438	210,000	0.48
モロッコ					
国債					
米ドル	300,000	MOROCCO KINGD 3.0000% 15/12/32	223,575	247,125	0.57
米ドル	200,000	MOROCCO KINGD 2.3750% 15/12/27	178,100	185,500	0.42
			401,675	432,625	0.99
固定利付債					
米ドル	200,000	OCP SA 6.7500% 02/05/34	196,982	201,830	0.47
米ドル	200,000	OCP SA 5.1250% 23/06/51	151,000	146,500	0.33
			347,982	348,330	0.80
		モロッコ合計	749,657	780,955	1.79
オランダ					
固定利付債					
米ドル	200,000	PROSUS NV 3.6800% 21/01/30	176,250	185,213	0.42
米ドル	120,000	PETROBRAS GLOB 6.5000% 03/07/33	119,730	120,904	0.28
			295,980	306,117	0.70
		オランダ合計	295,980	306,117	0.70
ナイジェリア					
国債					
米ドル	290,000	REP OF NIGERI 7.3750% 28/09/33	261,000	233,087	0.54
米ドル	250,000	REP OF NIGERI 7.1430% 23/02/30	252,604	215,938	0.49
米ドル	240,000	REP OF NIGERI 9.2480% 21/01/49	242,188	198,000	0.45
			755,792	647,025	1.48
		ナイジェリア合計	755,792	647,025	1.48
ノルウェー					
固定利付債					
米ドル	200,000	DNO ASA 8.5000% 27/03/30	200,000	199,475	0.46
			200,000	199,475	0.46
		ノルウェー合計	200,000	199,475	0.46
オマーン					
国債					
米ドル	304,000	OMAN GVT INTL 6.5% 08/03/47	303,236	300,151	0.69
米ドル	200,000	OMAN INTRNL B 6.7500% 17/01/48	197,592	201,486	0.46
米ドル	200,000	OMAN INTRNL B 4.7500% 15/06/26	196,900	198,496	0.45
			697,728	700,133	1.60
		オマーン合計	697,728	700,133	1.60

国債		パキスタン			
米ドル	200,000	REP OF PAKIST 7.3750% 08/04/31	98,420	156,500	0.36
米ドル	200,000	REP OF PAKIST 8.8750% 08/04/51	150,760	141,750	0.32
米ドル	110,000	REP OF PAKIST 7.8750% 31/03/36	84,953	78,650	0.18
			<u>334,133</u>	<u>376,900</u>	<u>0.86</u>
		パキスタン合計	<u>334,133</u>	<u>376,900</u>	<u>0.86</u>

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2025年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
		パナマ			
		国債			
米ドル	600,000	PANAMA 3.8700% 23/07/60	636,557	325,500	0.74
			636,557	325,500	0.74
		その他の債券			
米ドル	300,000	REP OF PANAMA 4.3% 29/04/53	322,459	184,125	0.42
米ドル	200,000	AEROPUERTO IN 5.1250% 11/08/61	143,380	135,338	0.31
			465,839	319,463	0.73
		パナマ合計	1,102,396	644,963	1.47
		パラグアイ			
		国債			
米ドル	276,000	PARAGUAY 2.7390% 29/01/33	276,000	232,144	0.53
			276,000	232,144	0.53
		パラグアイ合計	276,000	232,144	0.53
		ペルー			
		国債			
米ドル	212,000	REPUBLIC OF PERU 5.3750% 08/02/35	209,556	209,397	0.48
米ドル	300,000	REPUBLIC OF PERU 3.2300% 28/07/2121	250,500	160,625	0.37
米ドル	110,000	REPUBLIC OF PERU 2.7800% 01/12/60	73,660	58,981	0.13
米ドル	50,000	REPUBLIC OF PERU 3.5500% 10/03/51	48,497	34,177	0.08
米ドル	28,000	REPUBLIC OF PERU 5.6250% 18/11/50	26,232	26,369	0.06
			608,445	489,549	1.12
		その他の債券			
米ドル	10,000	REPUBLIC OF PERU 6.5500% 14/03/37	10,425	10,642	0.02
			10,425	10,642	0.02
		ペルー合計	618,870	500,191	1.14
		フィリピン			
		国債			
米ドル	200,000	REP OF PHILIPPINES 3.7% 01/03/41	221,715	159,907	0.37
			221,715	159,907	0.37
		フィリピン合計	221,715	159,907	0.37
		ポーランド			
		国債			
米ドル	250,000	REP OF POLAND 5.1250% 18/09/34	246,185	248,806	0.56
米ドル	200,000	REP OF POLAND 5.5000% 04/04/53	195,500	186,282	0.43
			441,685	435,088	0.99
		ポーランド合計	441,685	435,088	0.99
		ルーマニア			
		国債			
米ドル	200,000	ROMANIA 5.8750% 30/01/29	201,400	197,791	0.46
米ドル	200,000	ROMANIA 4.0000% 14/02/51	217,500	118,122	0.27
米ドル	100,000	ROMANIA 6.6250% 17/02/28	100,460	102,208	0.23
			519,360	418,121	0.96
		ルーマニア合計	519,360	418,121	0.96

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2025年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
サウジアラビア					
国債					
米ドル	600,000	SAUDI INT BON 2.2500% 02/02/33	501,828	495,419	1.14
米ドル	350,000	SAUDI INT BON 4.5000% 26/10/46	377,875	281,946	0.64
米ドル	300,000	SAUDI INT BON 4.6250% 04/10/47	311,940	244,659	0.56
米ドル	250,000	SAUDI INT BON 5.0000% 17/04/49	268,750	213,465	0.49
米ドル	300,000	SAUDI INT BON 3.7500% 21/01/55	258,000	201,804	0.46
米ドル	200,000	SAUDI INT BON 4.5000% 17/04/30	226,908	198,266	0.45
米ドル	200,000	SAUDI INT BON 4.8750% 18/07/33	196,288	197,564	0.45
米ドル	200,000	SAUDI INT BON 4.5000% 22/04/60	228,480	153,068	0.35
			2,370,069	1,986,191	4.54
		サウジアラビア合計	2,370,069	1,986,191	4.54
セネガル					
国債					
米ドル	200,000	SENEGAL REP 0 6.7500% 13/03/48	146,860	120,000	0.27
			146,860	120,000	0.27
		セネガル合計	146,860	120,000	0.27
セルビア					
国債					
米ドル	610,000	SERBIA REPubl 2.1250% 01/12/30	518,261	507,825	1.16
米ドル	200,000	SERBIA REPubl 6.2500% 26/05/28	202,200	204,500	0.47
			720,461	712,325	1.63
		セルビア合計	720,461	712,325	1.63
南アフリカ					
国債					
米ドル	400,000	SOUTH AFRICA 5.7500% 30/09/49	396,234	284,500	0.65
米ドル	250,000	SOUTH AFRICA 5.6500% 27/09/47	225,500	178,125	0.41
			621,734	462,625	1.06
固定利付債					
米ドル	200,000	TRANSNET 8.2500% 06/02/28	192,400	201,275	0.45
米ドル	200,000	ESKOM HOLDING 6.3500% 10/08/28	194,800	197,256	0.45
米ドル	200,000	ESKOM HOLDINGS 4.3140% 23/07/27	186,480	190,500	0.44
			573,680	589,031	1.34
		南アフリカ合計	1,195,414	1,051,656	2.40
スリランカ					
国債					
米ドル	101,595	REP OF SRI LA 3.3500% 15/03/33	91,244	71,878	0.15
米ドル	95,260	REP OF SRI LA 3.6000% 15/02/38	85,837	66,206	0.15
米ドル	68,600	REP OF SRI LA 3.6000% 15/06/35	59,840	43,904	0.10
米ドル	51,795	REP OF SRI LA 3.1000% 15/01/30	51,795	42,019	0.10
米ドル	47,610	REP OF SRI LA 3.6000% 15/05/36	42,976	32,851	0.08
			331,692	256,858	0.58
その他の債券					
米ドル	68,846	REP OF SRI LA 4.0000% 15/04/28 REGS	57,313	46,300	0.11
			57,313	46,300	0.11
		スリランカ合計	389,005	303,158	0.69

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2025年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
		トリニダード・トバゴ			
		国債			
米ドル	200,000	TRINIDAD&TOBA 4.5000% 26/06/30	191,880	181,000	0.41
			191,880	181,000	0.41
		トリニダード・トバゴ合計	191,880	181,000	0.41
		トルコ			
		変動利付債			
米ドル	200,000	GARANTI BANKASI FRN 28/02/34	200,700	198,671	0.45
			200,700	198,671	0.45
		国債			
米ドル	700,000	TURKIYE REP OF 5.2500% 13/03/30	586,350	645,749	1.47
米ドル	600,000	TURKIYE REP OF 5.8750% 26/06/31	544,165	553,500	1.26
米ドル	400,000	HAZINE MUSTES 5.1250% 22/06/26	366,000	395,626	0.90
米ドル	390,000	TURKIYE REP OF 4.7500% 26/01/26	387,434	387,563	0.89
米ドル	350,000	TURKIYE REP OF 4.8750% 09/10/26	323,504	344,750	0.79
米ドル	280,000	TURK IHRACAT 5.7500% 06/07/26	251,574	278,250	0.64
米ドル	400,000	TURKIYE REP OF 4.8750% 16/04/43	276,250	269,000	0.62
米ドル	300,000	REP OF TURKEY 6.625% 17/02/45	255,996	243,375	0.56
米ドル	200,000	TURKIYE REP OF 6.5000% 20/09/33	188,380	184,750	0.42
米ドル	200,000	TURKIYE REP OF 5.7500% 11/05/47	141,800	144,000	0.33
			3,321,453	3,446,563	7.88
		トルコ合計	3,522,153	3,645,234	8.33
		ウクライナ			
		国債			
米ドル	250,000	UKRAINE GOVT FRN 01/08/41	106,813	177,500	0.41
米ドル	300,000	UKRAINE GOVT 1.7500% 01/02/36	162,230	144,375	0.33
米ドル	100,000	UKRAINE GOVT 0.0000% 01/02/36	58,125	49,750	0.11
			327,168	371,625	0.85
		ウクライナ合計	327,168	371,625	0.85
		アラブ首長国連邦			
		国債			
米ドル	750,000	ABU DHABI GOV 3.1250% 30/09/49	732,646	505,405	1.16
米ドル	500,000	ABU DHABI GOV 2.5000% 30/09/29	500,922	466,905	1.07
米ドル	350,000	ABU DHABI GOV 4.1250% 11/10/47	375,060	286,818	0.66
米ドル	200,000	ABU DHABI GOV 3.1250% 16/04/30	213,750	191,020	0.44
米ドル	200,000	ABU DHABI GOV 1.8750% 15/09/31	162,900	172,521	0.39
			1,985,278	1,622,669	3.72
		その他の債券			
米ドル	200,000	ABU DHABI CRU 4.6000% 02/11/47	178,750	177,075	0.40
			178,750	177,075	0.40
		固定利付債			
米ドル	200,000	ABU DHABI CRU 3.6500% 02/11/29	187,750	192,335	0.44
米ドル	200,000	DP WORLD PLC 5.6250% 25/09/48	189,386	184,678	0.42
			377,136	377,013	0.86
		アラブ首長国連邦合計	2,541,164	2,176,757	4.98

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2025年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
		英国			
	固定利付債				
米ドル	315,000	SOUTHERN GAS CO 6.875% 24/03/26	341,472	318,087	0.73
			341,472	318,087	0.73
		英国合計	341,472	318,087	0.73
		米国			
	固定利付債				
米ドル	200,000	SASOL FINANCING 4.3750% 18/09/26	190,000	191,579	0.44
			190,000	191,579	0.44
	米国財務省証券				
米ドル	510,000	US TREASURY N/B 1.1250% 29/02/28	468,524	476,073	1.08
米ドル	410,000	US TREASURY N/B 3.8750% 15/08/34	395,684	401,223	0.92
			864,208	877,296	2.00
		米国合計	1,054,208	1,068,875	2.44
		ウルグアイ			
	国債				
米ドル	120,000	URUGUAY 4.9750% 20/04/55	120,014	105,878	0.24
			120,014	105,878	0.24
	その他の債券				
米ドル	100,000	REP OF URUGUAY 4.375% 27/10/27	109,672	100,375	0.23
			109,672	100,375	0.23
		ウルグアイ合計	229,686	206,253	0.47
		ウズベキスタン			
	国債				
米ドル	200,000	REPUBLIC UZBEKIS 5.3750% 20/02/29	178,900	194,000	0.44
米ドル	200,000	REPUBLIC UZBEKIS 3.9000% 19/10/31	164,400	169,000	0.39
			343,300	363,000	0.83
	固定利付債				
米ドル	200,000	NAVOI MINING 6.7000% 17/10/28	200,000	203,938	0.47
			200,000	203,938	0.47
		ウズベキスタン合計	543,300	566,938	1.30
		ベネズエラ			
	国債				
米ドル	1,340,000	VENEZUELA 9.2500% 15/09/27	601,615	231,150	0.53
			601,615	231,150	0.53
	その他の債券				
米ドル	2,075,000	PETROLEOS VENEZ 6% 16/05/24	506,576	240,700	0.55
米ドル	955,000	PETROLEOS DE 9.0000% 17/11/21	315,150	121,763	0.28
			821,726	362,463	0.83
	固定利付債				
米ドル	1,435,000	PETROLEOS DE VEN 5.5% 12/04/37	486,935	166,460	0.38
			486,935	166,460	0.38
		ベネズエラ合計	1,910,276	760,073	1.74

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2025年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額（1）	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 （%）
		ザンビア			
		国債			
米ドル	200,000	ZAMBIA REP OF 0.5000% 31/12/53	123,550	112,750	0.26
			123,550	112,750	0.26
		その他の債券			
米ドル	100,000	ZAMBIA REP OF 5.7500% 30/06/33	71,647	68,849	0.16
			71,647	68,849	0.16
		ザンビア合計	195,197	181,599	0.42
		投資有価証券合計	47,180,127 (6,787,804,871円)	41,123,457 (5,916,431,759円)	94.02

（1）額面価額は、有価証券の原通貨にて表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。)の払込済資本金は375,000ユーロ(約6,134万円)で、2025年5月末日現在全額払込済です。管理会社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社であり、1株25,000ユーロ(約409万円)の記名式株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=163.57円)によります。

(2) 事業の内容及び営業の状況

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、()投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法(改正済)(以下「2010年法」といいます。)の第15章に基づく管理会社として、および()オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法(改正済)(以下「2013年法」といいます。)の第1条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2010年法の第101条第2項および別表に基づき、ルクセンブルグ国内外においてEU通達2009/65/ECに従い認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)の管理を行うこと、およびUCITS通達に従う認可がされていないルクセンブルグ国内外における投資信託(以下「UCI」といいます。)の追加的管理を行うこと
- (b) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)の、2013年法の第5条第2項および別表Iに基づくAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

管理会社は、(1)顧客毎の一任運用、(2)投資顧問業務、(3)UCIの株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または(4)2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2025年5月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しています。管理投資信託財産額は約1.5兆円で

(2025年5月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	クラス数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	1	1,655,249,906.48豪ドル
		1	63,453,734.76カナダドル
		1	42,193,952.16英ポンド
		1	319,229,281.56NZドル
		2	5,977,370,697.26米ドル
ルクセンブルグ	その他のファンド	5	265,748,984.41豪ドル
		2	2,850,668.02カナダドル
		8	60,241,838.76スイスフラン
		14	165,217,196.94ユーロ
		5	71,320,622.89英ポンド
		23	139,063,663,740円
		1	25,535,092.56メキシコペソ
		4	100,049,613.89NZドル
		1	1,994,722,136.25トルコリラ
22	1,238,534,297.07米ドル		
ケイマン諸島	その他のファンド	3	167,881,487.72豪ドル
		2	132,255,989.20ユーロ
		3	54,389,748.92NZドル
		7	284,258,110.15米ドル

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・ポートフォリオ・セレクト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、2010年8月20日付のマスター信託証書（2016年3月31日付（2016年4月28日付で効力発生）の修正証書により修正済。）（以下「信託証書」といいます。）に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、ファンドの勘定での受益証券の独占発行権およびファンドの業務全般を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（管理会社の関連会社を含みます。）に対して委託する権限を有します。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する義務を負いますが、管理会社自らの実際の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社ならびに販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理会社の任命後のみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったときで、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選定することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、受益者の会議を招集します。当該会議にて後任の管理会社を任命できなかった場合、受託会社はすべてのシリーズ・トラストを終了することができます。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は辞任または解任後も、ファンドの管理者として行為した期間中については、当該管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償、権限、特権およびファンドに対する償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとしますが、過去または現在の受益者から補償を受ける権利については、この限りではありません。

（3）その他

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（以下「CSSF」といいます。）の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。2010年法第100条により、2013年法の第8章の規定に従ってCSSFから事前の認可を得ない限り、ルクセンブルグにおける受益証券の募集販売は禁じられています。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年5月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 163.57円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2024年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2024年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

アントワーヌ・ル・パール

2024年6月7日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2024, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Antoine Le Bars

Luxembourg, 7 June 2024

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2023年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2023年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

アントワーヌ・ル・パール

2023年6月9日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2023, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2023, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Antoine Le Bars

Luxembourg, 9 June 2023

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2024年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2024年3月31日		2023年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来	3、10	481,997	78,840	497,573	81,388
銀行預金および手元現金	10	10,861,474	1,776,611	10,377,457	1,697,441
		<u>11,343,471</u>	<u>1,855,452</u>	<u>10,875,030</u>	<u>1,778,829</u>
前払費用		49,874	8,158	47,250	7,729
その他資産	6	180,456	29,517	15,000	2,454
資産合計		<u>11,573,801</u>	<u>1,893,127</u>	<u>10,937,280</u>	<u>1,789,011</u>

	注記	2024年3月31日		2023年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	61,339	375,000	61,339
準備金		1,537,500	251,489	1,492,500	244,128
1. 法定準備金	5	37,500	6,134	37,500	6,134
4. 公正価値準備金を含むその他準備金					
b) その他配当不可能準備金	5	1,500,000	245,355	1,455,000	237,994
繰越損益	5	8,437,407	1,380,107	8,159,385	1,334,631
当期損益		576,622	94,318	323,022	52,837
		<u>10,926,529</u>	<u>1,787,252</u>	<u>10,349,907</u>	<u>1,692,934</u>

債務

買掛債務

a) 1年以内期限到来	7	269,518	44,085	271,097	44,343
-------------	---	---------	--------	---------	--------

その他債務

a) 税務当局	6	345,274	56,476	281,579	46,058
---------	---	---------	--------	---------	--------

b) 社会保障当局		32,480	5,313	34,697	5,675
-----------	--	--------	-------	--------	-------

		<u>647,272</u>	<u>105,874</u>	<u>587,373</u>	<u>96,077</u>
--	--	----------------	----------------	----------------	---------------

資本金、準備金および負債合計		<u><u>11,573,801</u></u>	<u><u>1,893,127</u></u>	<u><u>10,937,280</u></u>	<u><u>1,789,011</u></u>
----------------	--	--------------------------	-------------------------	--------------------------	-------------------------

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2024年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2024年		2023年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1 から 5 . 総損益	8、10	1,663,703	272,132	1,610,356	263,406
6 . 人件費		(1,171,966)	(191,698)	(1,146,953)	(187,607)
a) 給与および賃金	9	(1,043,167)	(170,631)	(1,043,479)	(170,682)
b) 社会保障費	9	(128,799)	(21,068)	(103,474)	(16,925)
) 年金関連		(78,780)	(12,886)	(54,933)	(8,985)
) その他社会保障費		(50,019)	(8,182)	(48,541)	(7,940)
8 . その他営業費用		(40,000)	(6,543)	(65,417)	(10,700)
10 . 固定資産の一部を形成するその他投資、その他証券および貸付金からの収益					
a) 関連事業	10	335,815	54,929	70,094	11,465
b) a) に含まれていないその他収益				3,184	521
14 . 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	10	(41)	(7)	(11,085)	(1,813)
b) その他利息および類似費用		(6,886)	(1,126)	(5,223)	(854)
15 . 損益に係る税金	6	(204,003)	(33,369)	(131,934)	(21,580)
16 . 税引後損益		576,622	94,318	323,022	52,837
18 . 当期損益		576,622	94,318	323,022	52,837

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
財務書類に対する注記
2024年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(修正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMとしての認可の範囲が2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

売上債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 1年以内に期限が到来する売上債権

2024年3月31日現在、売上債権は、管理報酬268,010ユーロ（2023年3月31日：248,341ユーロ）、リスク管理業務33,750ユーロ（2023年3月31日：33,750ユーロ）、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬35,669ユーロ（2023年3月31日：35,669ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）およびマスター・トラスト・カンパニー（「MTC」）へのリスクおよびファンド・サポート業務143,050ユーロ（2023年3月31日：179,813ユーロ）ならびにその他未収金1,518ユーロ（2023年3月31日：0ユーロ）により構成されている。注10も参照のこと。

注4 - 払込済資本金

2024年3月31日および2023年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2024年3月31日および2023年3月31日現在、当社は、自己株式を取得していない。

注5 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他配当 不可能準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2023年3月31日現在残高	37,500	1,455,000	8,159,385
前期の損益の割当て*			323,022
富裕税準備金の取崩し		(215,000)	215,000
富裕税準備金の割当て		260,000	(260,000)
2024年3月31日現在残高	37,500	1,500,000	8,437,407

*2023年6月13日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（circular I.Fort n 51）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額）のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2023年6月13日に行われた年次総会により、2018年の富裕税準備金の全額である215,000ユーロが取り崩され、2024年の富裕税準備金として260,000ユーロが計上された。

2024年3月31日現在、制限準備金は1,500,000ユーロ（2023年3月31日：1,455,000ユーロ）であり、これは、2019年から2023年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

注6 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%で維持された。

2024年3月31日現在、180,456ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

注7 - 1年以内に期限が到来する買掛債務

2024年3月31日および2023年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬および税務コンサルタント報酬、プロジェクト費用、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されている。

注8 - 総損益

2024年3月31日および2023年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
サービス報酬	1,964,635	1,879,455
その他対外費用	(300,932)	(269,099)
	<u>1,663,703</u>	<u>1,610,356</u>

2024年3月31日および2023年3月31日に終了した年度において、サービス報酬には、管理報酬、リスク管理報酬およびその他報酬が含まれる。

2024年3月31日に終了した年度において、その他対外費用は、所在地事務報酬96,900ユーロ（2023年3月31日：97,175ユーロ）、内部監査報酬および外部監査報酬107,495ユーロ（2023年3月31日：90,410ユーロ）、弁護士報酬1,263ユーロ（2023年3月31日：6,921ユーロ）およびその他費用95,274ユーロ（2023年3月31日：74,593ユーロ）により構成されている。

注9 - スタッフ

2024年3月31日に終了した年度において、当社は8名（2023年3月31日：8名）を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2023年3月31日に終了した年度の一部の期間の当座預金口座はマイナス金利で、その後はプラス金利が適用された。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサポート業務を提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約（随時改正済）を締結した。2024年3月31日に終了した年度につき、年額96,900ユーロ（2023年3月31日：97,175ユーロ）（付加価値税を含む。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

当社は、同項目に基づき、またGFTCおよびMTCとの間で締結され、2024年3月1日付で効力発生した、従前の契約に代わるリスクおよびファンド・サポート業務契約に従い、437,463ユーロ（2023年3月31日：386,000ユーロ）でファンド業務を提供した。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2024年3月31日現在、約10,327百万ユーロ（2023年3月31日：8,527百万ユーロ）である。

注12 - 後発事象

決算日より後に、重要な出来事は発生していない。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet for the year ended March 31, 2024
(expressed in Euro)

ASSETS	Note(s)	<u>March 31, 2024</u>	<u>March 31, 2023</u>
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) due and payable within one year	3, 10	481,997	497,573
Cash at bank and in hand	10	10,861,474	10,377,457
		<u>11,343,471</u>	<u>10,875,030</u>
PREPAYMENTS		<u>49,874</u>	<u>47,250</u>
OTHER ASSETS	6	<u>180,456</u>	<u>15,000</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>11,573,801</u></u>	<u><u>10,937,280</u></u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves		1,537,500	1,492,500
1. Legal reserve	5	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	5	1,500,000	1,455,000
Results brought forward	5	8,437,407	8,159,385
Results for the financial year		576,622	323,022
		<u>10,926,529</u>	<u>10,349,907</u>
CREDITORS			
Trade creditors			
a) due and payable within one year	7	269,518	271,097
Other creditors			
a) Tax authorities	6	345,274	281,579
b) Social security authorities		32,480	34,697
		<u>647,272</u>	<u>587,373</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u><u>11,573,801</u></u>	<u><u>10,937,280</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
 Profit and Loss Account
 for the year ended March 31, 2024
 (expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2024</u>	<u>March 31, 2023</u>
1. to 5. Gross results	8, 10	1,663,703	1,610,356
6. Staff costs		(1,171,966)	(1,146,953)
a) salaries and wages	9	(1,043,167)	(1,043,479)
b) social security costs	9	(128,799)	(103,474)
<i>i) relating to pensions</i>		(78,780)	(54,933)
<i>ii) other social security costs</i>		(50,019)	(48,541)
8. Other operating expenses		(40,000)	(65,417)
10. Income from other investments, other securities and loans forming part of the fixed assets			
a) affiliated undertakings	10	335,815	70,094
b) other income not included under a)		---	3,184
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(41)	(11,085)
b) other interest and similar expenses		(6,886)	(5,223)
15. Tax on results	6	(204,003)	(131,934)
16. Results after taxation		576,622	323,022
18. Results for the financial year		<u>576,622</u>	<u>323,022</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2024

Note 1 – General

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss Account as “Gross results”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover, the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017. On July 10, 2020, the Company further extended its AIFM licence to manage investment funds exposed to non-traditional assets.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-13-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account. Unrealized gains are not taken into account.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross results

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Trade debtors due and payable within one year

As at March 31, 2024, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 268,010 (March 31, 2023: EUR 248,341), risk management services for EUR 33,750 (March 31, 2023: EUR 33,750), AIFMD and reporting fees for EUR 35,669 (March 31, 2023: 35,669), Risk and Fund Support services to Global Funds Trust Company (“GFTC”) and Master Trust Company (“MTC”) for EUR 143,050 (March 31, 2023: EUR 179,813) and other recoverable for EUR 1,518 (March 31, 2023: EUR 0). Please also refer to Note 10.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2024 and 2023, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. As at March 31, 2024 and 2023, the Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve EUR	Other non available reserves EUR	Results brought forward EUR
Balance as at March 31, 2023	37,500	1,455,000	8,159,385
Allocation of previous year 's results*	---	---	323,022
Release of net wealth tax (" NWT ") reserve	---	(215,000)	215,000
Allocation to NWT reserve	---	260,000	(260,000)
Balance as at March 31, 2024	<u>37,500</u>	<u>1,500,000</u>	<u>8,437,407</u>

* As per decision of the Annual General Meeting as at June 13, 2023.

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other non available reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other non available reserves".

As per Annual General Meeting held on June 13, 2023, the 2018 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 215,000, and a NWT reserve of EUR 260,000 was constituted for 2024.

As at March 31, 2024, the restricted reserve amounted EUR 1,500,000 representing five times the NWT credited for the years from 2019 to 2023 (March 31, 2023: EUR 1,455,000).

Note 6 – Taxes

The Corporate Income tax rate remained at 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

As at March 31, 2024, a tax advance of EUR 180,456 was paid to the Luxembourg Tax Administration.

Note 7 – Trade creditors due and payable within one year

As at March 31, 2024 and 2023, the balances are constituted of audit and tax consultancy fees, project costs, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 8 – Gross results

For the years ended March 31, 2024 and 2023, this caption can be analysed as follows:

	2024	2023
	EUR	EUR
Services fees	1,964,635	1,879,455
Other external charges	<u>(300,932)</u>	<u>(269,099)</u>
	<u><u>1,663,703</u></u>	<u><u>1,610,356</u></u>

For the years ended March 31, 2024 and 2023, the Services fees include the management fees, the risk management fees and other fees.

For the year ended March 31, 2024, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 96,900 (March 31, 2023: EUR 97,175), internal and external audit fees for EUR 107,495 (March 31, 2023: EUR 90,410), legal fees for EUR 1,263 (March 31, 2023: EUR 6,921) and other charges for EUR 95,274 (March 31, 2023: EUR 74,593).

Note 9 – Staff

For the year ended March 31, 2024, the Company has employed 8 persons (March 31, 2023: 8 persons).

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for a portion of the year ended March 31, 2023. Subsequently, positive interest rates were applied. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

The Bank and the Company have signed a Service Level Agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain support services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 96,900 including VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2024 (March 31, 2023: EUR 97,175) is recorded in deduction of the caption "Gross results" in the profit and loss account.

Under the same caption and according to the Risk and Fund Support Services Agreement which was concluded with GFTC and MTC, which is effective since March 1, 2024 and which replaces previous agreements, the Company has provided Fund services for an amount of EUR 437,463 (March 31, 2023: EUR 386,000).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 10,327 million as at March 31, 2024 (March 31, 2023: EUR 8,527 million).

Note 12 – Subsequent events

No significant event has occurred after the closing date.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
- c. 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年5月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=163.57円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2024年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2024年9月30日		2023年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来	3	846,415	138,448	414,310	67,769
銀行預金および手元現金	10	11,063,322	1,809,628	10,579,884	1,730,552
		<u>11,909,737</u>	<u>1,948,076</u>	<u>10,994,194</u>	<u>1,798,320</u>
前払費用		<u>36,391</u>	<u>5,952</u>	<u>33,396</u>	<u>5,463</u>
その他資産	6	<u>99,165</u>	<u>16,220</u>	<u>84,075</u>	<u>13,752</u>
資産合計		<u><u>12,045,293</u></u>	<u><u>1,970,249</u></u>	<u><u>11,111,665</u></u>	<u><u>1,817,535</u></u>
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	61,339	375,000	61,339
準備金		1,582,500	258,850	1,537,500	251,489
1. 法定準備金	5	37,500	6,134	37,500	6,134
4. 公正価値準備金を含むその他準備金	5				
b) その他配当不可能準備金		1,545,000	252,716	1,500,000	245,355
繰越損益	5	8,969,029	1,467,064	8,437,407	1,380,107
当期間損益		<u>426,821</u>	<u>69,815</u>	<u>210,481</u>	<u>34,428</u>
		<u>11,353,350</u>	<u>1,857,067</u>	<u>10,560,388</u>	<u>1,727,363</u>

債務

買掛債務

a) 1年以内期限到来	7	276,348	45,202	283,416	46,358
-------------	---	---------	--------	---------	--------

その他債務

a) 税務当局	6	365,837	59,840	220,446	36,058
---------	---	---------	--------	---------	--------

b) 社会保障当局		49,758	8,139	47,415	7,756
-----------	--	--------	-------	--------	-------

		<u>691,943</u>	<u>113,181</u>	<u>551,277</u>	<u>90,172</u>
--	--	----------------	----------------	----------------	---------------

資本金、準備金および負債合計

		<u>12,045,293</u>	<u>1,970,249</u>	<u>11,111,665</u>	<u>1,817,535</u>
--	--	-------------------	------------------	-------------------	------------------

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2024年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2024年9月30日		2023年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5.総損益	8、10	1,080,982	176,816	804,018	131,513
6.人件費		(657,625)	(107,568)	(627,179)	(102,588)
a)給与および賃金	9	(594,957)	(97,317)	(559,162)	(91,462)
b)社会保障費	9	(62,668)	(10,251)	(68,017)	(11,126)
)年金関連		(41,898)	(6,853)	(39,045)	(6,387)
)その他社会保障費		(20,770)	(3,397)	(28,972)	(4,739)
8.その他営業費用		(20,000)	(3,271)	(37,498)	(6,134)
10.固定資産の一部を形成するその他投資、その他証券および貸付金からの収益					
a)関連事業	10	163,508	26,745	155,325	25,407
b)その他収益		4,168	682		
14.未払利息および類似費用					
a)関連事業に関する金額	10				
b)その他利息および類似費用				(3,498)	(572)
15.損益に係る税金	6	(146,887)	(24,026)	(80,687)	(13,198)
a)当年度税金		(146,887)	(24,026)	(80,820)	(13,220)
b)過年度税金				133	22
16.税引後損益		424,146	69,378	210,481	34,428
17.1から16に表示されないその他税金		2,675	438		
18.当会計期間損益		426,821	69,815	210,481	34,428

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
中間財務書類に対する注記
2024年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(改正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMとしての認可の範囲が2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期間の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

売上債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期会計期間中に支払われるが当会計期間に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 売上債権

2024年9月30日現在、売上債権は、管理報酬273,977ユーロ（2023年9月30日：252,941ユーロ）、リスク管理業務33,750ユーロ（2023年9月30日：33,750ユーロ）、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬35,669ユーロ（2023年9月30日：35,669ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）へのファンド業務499,300ユーロ（2023年9月30日：91,950ユーロ）ならびにその他雑収益または未収払戻金3,719ユーロ（2023年9月30日：0ユーロ）により構成されている。

注4 - 払込済資本金

2024年9月30日および2023年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注5 - 準備金および繰越損益

当期間における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他配当 不可能準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2024年3月31日現在残高	37,500	1,500,000	8,437,407
前年度の損益*			576,622
富裕税準備金の純取崩し		(230,000)	230,000
富裕税準備金		275,000	(275,000)
2024年9月30日現在残高	37,500	1,545,000	8,969,029

*2024年7月1日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular I. Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（Circular I. Fort. n 51）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額）のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2024年3月31日現在、制限準備金は1,500,000ユーロ（2023年3月31日：1,455,000ユーロ）であり、これは、2019年から2023年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2024年7月1日に行われた年次総会により、2019年の富裕税準備金の全額である230,000ユーロが取り崩され、2024年の富裕税準備金として275,000ユーロが計上された。

注6 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%で維持された。

2024年9月30日現在、99,165ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

注7 - 債務

2024年9月30日および2023年9月30日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注8 - 総損益

2024年9月30日および2023年9月30日に終了した期間において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2024年9月30日 (ユーロ)	2023年9月30日 (ユーロ)
サービス報酬	1,236,760	931,313
コンサルタント報酬		
その他対外費用	(155,778)	(127,295)
	<u>1,080,982</u>	<u>804,018</u>

2024年9月30日および2023年9月30日に終了した期間において、サービス報酬には、管理報酬、リスク管理報酬およびその他報酬が含まれる。

2024年9月30日に終了した期間において、その他対外費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ（2023年9月30日：48,588ユーロ）、内部監査報酬および外部監査報酬44,772ユーロ（2023年9月30日：43,911ユーロ）、弁護士報酬5,429ユーロ（2023年9月30日：1,194ユーロ）およびその他費用56,989ユーロ（2023年9月30日：33,602ユーロ）により構成されている。

注9 - スタッフ

2024年9月30日現在、当社は10名（2023年9月30日：7名）を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約（随時修正済）を締結した。半期分の48,588ユーロ（2023年9月30日：48,588ユーロ）（付加価値税を除く。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

当社は、同項目に基づき、またGFTCおよびマスター・トラスト・カンパニー（「MTC」）との間で締結され、2024年3月1日付で効力発生した、リスクおよびファンド・サポート業務契約ならびに2015年1月12日にGFTCとの間で締結されたリスク管理サービス契約（随時修正済）に従い、464,683ユーロ（2023年9月30日：187,533ユーロ）でファンド業務を提供した。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2024年9月30日現在、約10,652百万ユーロ（2023年9月30日：9,402百万ユーロ）である。

(2) 損益の状況

管理会社の損益の状況については、「5 管理会社の経理の概況 (1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行(売出)価額の総額

<訂正前>

米ドル受益証券 100億米ドル(約1兆4,967億円)を上限とします。
豪ドル受益証券 100億豪ドル(約9,323億円)を上限とします。
NZドル受益証券 100億NZドル(約8,414億円)を上限とします。
好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル(約1兆4,967億円)を上限とします。

(後略)

<訂正後>

米ドル受益証券 100億米ドル(約1兆4,387億円)を上限とします。
豪ドル受益証券 100億豪ドル(約9,258億円)を上限とします。
NZドル受益証券 100億NZドル(約8,596億円)を上限とします。
好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル(約1兆4,387億円)を上限とします。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概要

<訂正前>

(前略)

() 資本金の額(2025年2月末日現在)

払込済資本金は、375,000ユーロ(約5,835万円)で、2025年2月末日現在全額払込済です。管理会社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)の完全子会社であり、1株25,000ユーロ(約389万円)の記名式株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、2025年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=155.60円)によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

() 資本金の額(2025年5月末日現在)

払込済資本金は、375,000ユーロ(約6,134万円)で、2025年5月末日現在全額払込済です。管理会社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)の完全子会社であり、1株25,000ユーロ(約409万円)の記名式株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=163.57円)によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

3 投資リスク

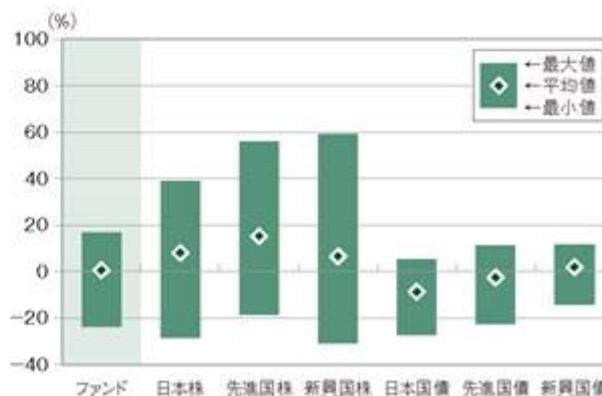
参考情報

本項を以下のとおり更新します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

米ドル受益証券



	米ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	16.83	38.86	56.11	58.92	5.23	11.06	11.70
最小値(%)	-23.56	-28.41	-18.51	-30.73	-27.24	-22.50	-14.00
平均値(%)	0.62	8.11	15.25	6.61	-8.65	-2.57	1.96

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

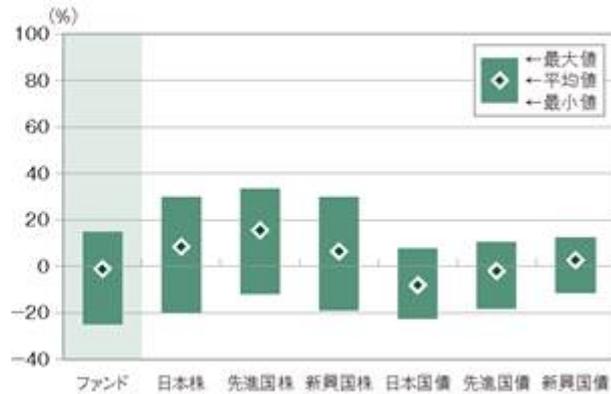
新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

豪ドル受益証券



	豪ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	14.90	29.73	33.50	29.64	7.65	10.20	12.52
最小値(%)	-24.90	-19.57	-11.90	-18.89	-22.38	-18.33	-11.31
平均値(%)	-1.14	8.44	15.53	6.46	-8.11	-2.02	2.65

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (豪ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(豪ドルベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(豪ドルベース)

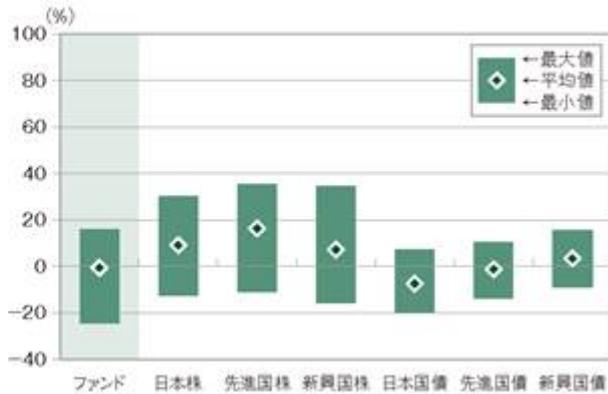
新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

NZドル受益証券



	NZドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	15.93	30.00	35.46	34.53	7.20	10.50	15.39
最小値(%)	-24.62	-12.70	-11.04	-15.71	-19.79	-13.96	-9.10
平均値(%)	-0.62	9.13	16.31	7.20	-7.45	-1.29	3.42

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス

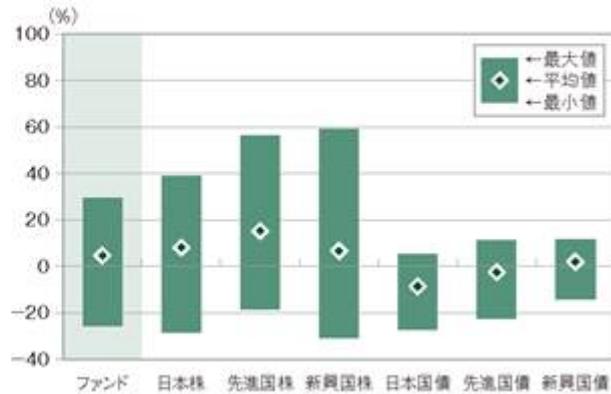
新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株、日本国債、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

好利回り通貨コース受益証券



	好利回り通貨 コース受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	29.17	38.86	56.11	58.92	5.23	11.06	11.70
最小値(%)	-25.60	-28.41	-18.51	-30.73	-27.24	-22.50	-14.00
平均値(%)	4.62	8.11	15.25	6.61	-8.65	-2.57	1.96

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(前略)

(A) 日本

(中略)

上記記載は2025年4月30日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(B) ケイマン諸島

(中略)

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2025年4月30日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

< 訂正後 >

(前略)

(A) 日本

(中略)

上記記載は2025年7月31日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(B) ケイマン諸島

(中略)

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2025年7月31日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。